

## 4. 社会・防災環境

慶佐次川流域の歴史、土地利用状況（変遷）、関係法令（現況）、土地利用規制（現況）、人口・世帯数（現況）、住宅の種類（現況）、学校（現況）、開発動向（変遷）は、以下に示すとおりである。

### 1) 歴史

慶佐次川流域の主な集落は字慶佐次であり、集落の中心は有銘湾に注ぐ慶佐次川下流にある。

慶佐次川下流左岸側の集落より東側にかけて広がる一帯はビンタバルと称され、今日大規模な土地改良が施され、広大な畑作地帯となっている。ビンタバルの一部は昭和30年代から軍用地となっている。

ビンタバルから、さらに、海岸部に続くとヤーヌウィバルと呼ばれる一帯があり、元は稲作地帯だったが、近年になって土地改良が施され、今日では広大な畑作地帯に生まれ変わっている。

慶佐次川を中心にして北側山手の部分はミナトバルと呼ばれ、一帯は山林に覆われており、昭和34年に国の天然記念物の指定を受けたヒルギ林が分布する。また、慶佐次川の上流流域では、その水の便を利用してかつては肥沃な水田地帯となっていたが、今日では稲作の代わりに花き園芸が盛んに行われている。

慶佐次川を中心にして南側海岸部分（県道の南側）はカニクバルと呼ばれ、元は山林地帯だった。戦後開墾してパイン畑としたが、今日では住宅地帯に変わりつつある。

慶佐次では、昭和30年代に稲作地帯を畑作地帯に切り替え、さらに、昭和50年代大規模な土地改良を施している。

慶佐次の水田はビンタバル、ミナトバルに集中していたが、稲作は人々にとって主要農産物であったが、出荷するというものではなく、自分たちで食するのがせいぜいだった。

慶佐次の主要産業として過去、現在とともにあるが、忘れてはならないのはかつて農閑期を利用して行われていた林業（山稼ぎ）である。山稼ぎは戦前から盛んに行われており、戦後になっても昭和30年代の始めまで続けられていた。山稼ぎは主に燃料用の薪を伐採するもので、中南部に搬出する数少ない商品で貴重な現金収入源だったのである。他の部落でもそうであるように慶佐次にも字で所有する山林があり、日にちを決めて字の共同作業を行っていた。

慶佐次は東村の他の部落と異なり、大戦の被害が少なく、以前の姿を留めながら戦後を迎えた沖縄でも数少ない部落である。

現在の県道から墓地に至る手前、慶佐次に流れるミージャマガーの上流は、土地改良によって水の量をへらしているが、かつては良質な水が豊富に流れていた川だった。

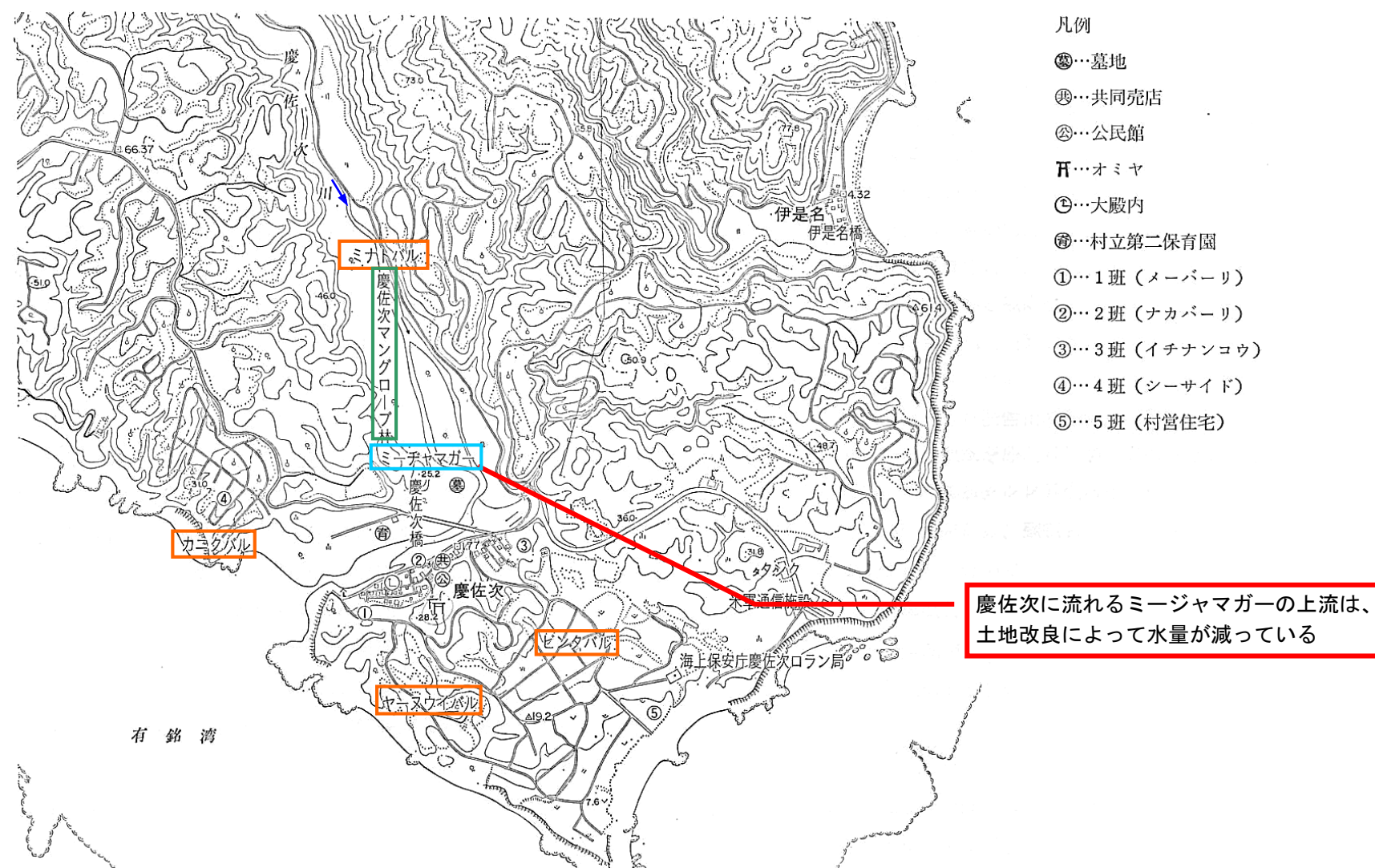


図 慶佐次概観

資料)「東村史 第1巻 通史編」(東村、昭和62年)



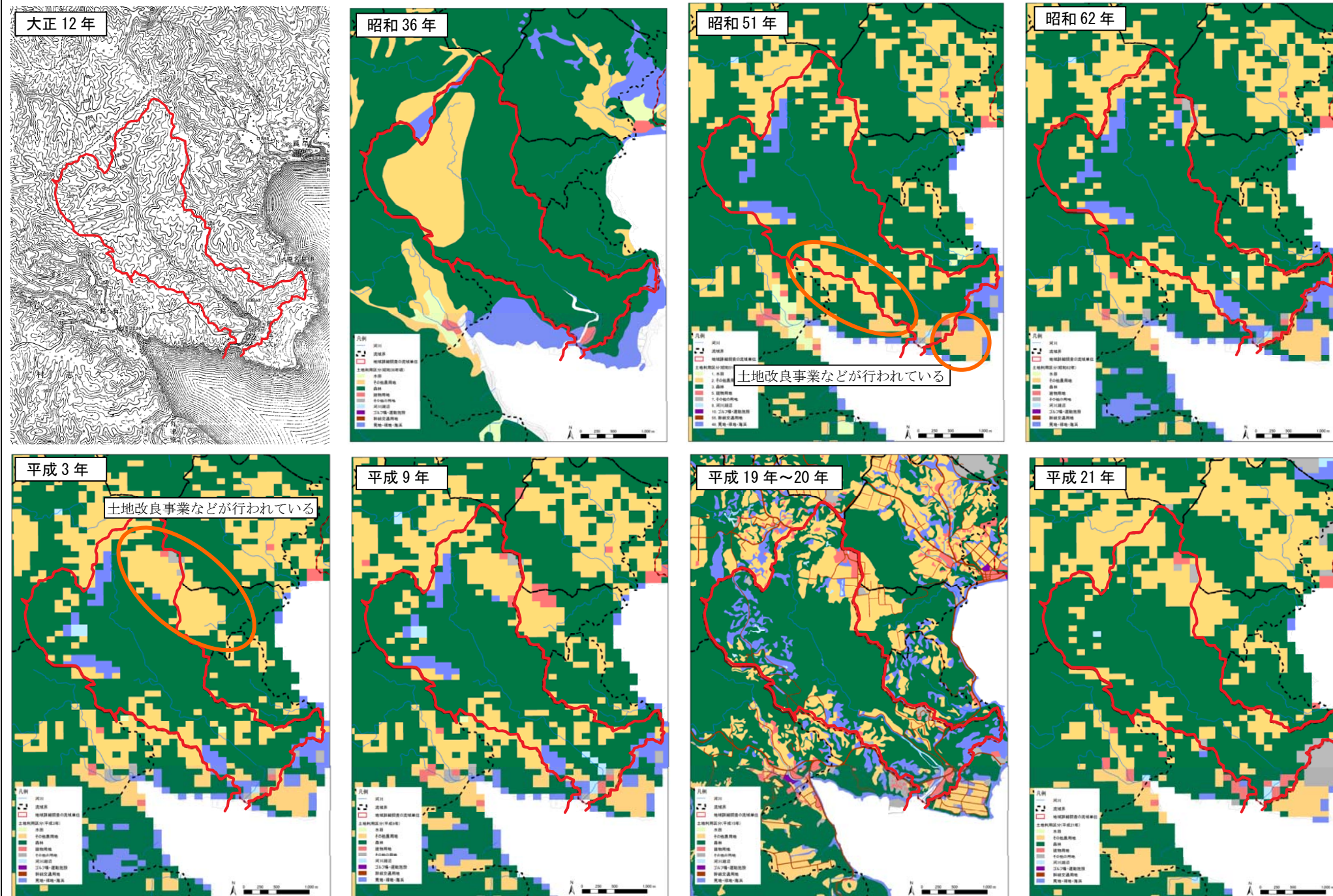
## 4. 社会・防災環境

### 2) 土地利用状況

慶佐次川流域の土地利用状況の変遷は、以下に示すとおりである。

慶佐次川中流域の右岸側や下流域の左岸側では昭和36年から昭和51年にかけて、土地改良事業などにより森林が農用地へと変化している。また、慶佐次川上流域から中流域にかけての左岸側では昭和51年から昭和62年にかけて、土地改良事業などにより森林が農用地へと変化している。

現況（平成15年頃）において、流域内で最も面積が大きいのは「森林」で全体の約66%を占めている。次いで、面積が大きいのは「その他農用地」で全体の約16%を占めている。慶佐次川上流域の左岸側の台地上や中流域の右岸側の台地上には農用地がまとまって分布しているが、流域の大部分は森林である。



流域の辺縁部では、土地改良事業などが行われており、赤土流出源が増加した可能性がある

表 流域の土地利用区分（平成15年度）

| 区分        | km <sup>2</sup> | 割合    |
|-----------|-----------------|-------|
| 水田        | 0               | 0.00  |
| その他農用地    | 1.15            | 15.58 |
| 森林        | 4.86            | 65.95 |
| 建物用地      | 0.16            | 2.21  |
| その他の用地    | 0.07            | 0.92  |
| 河川湖沼      | 0.06            | 0.80  |
| ゴルフ場・運動施設 | 0.00            | 0.00  |
| 幹線交通用地    | 0.22            | 3.00  |
| 荒地・裸地・海浜  | 0.85            | 11.55 |
| 合計        | 7.37            | 100   |

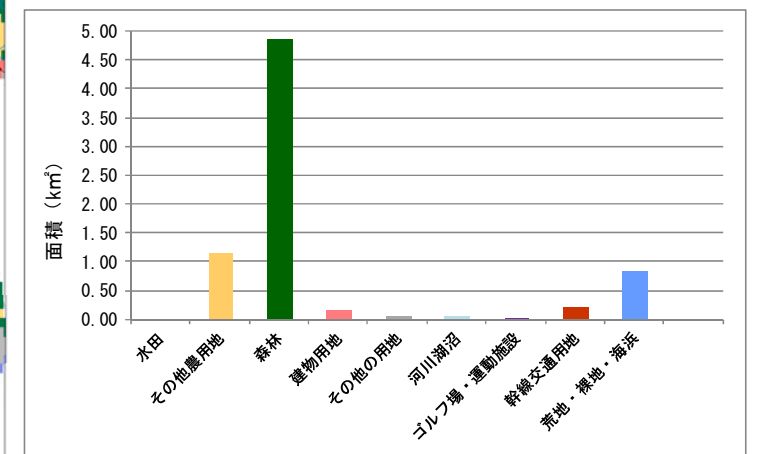


図 流域の土地利用区分（平成15年度）

図 慶佐次川流域の土地利用区分の変遷

資料) 大正12年：五万分一地形図仲尾次十三号（国土地理院、大正10年測図）、昭和36年：空中写真（国土地理院）、1：50,000地形図（国土地理院）、昭和51年・昭和62年・平成3年・平成9年・平成21年：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省国土政策局）、平成19年~20年：土地利用規制現況図（沖縄県土地対策課）

#### 4. 社会・防災環境

##### 3) 関連法令-1

慶佐次川流域の、環境保全を目的とする関係法令などによる指定状況は、以下に示すとおりである。

| 環境保全を目的とする関連法令など   | 指定状況 | 指定状況の確認資料   |
|--|------|---|
| 「大気汚染防止法」第五条の二第1項の規定により定められた指定地域   | 無    | 「大気汚染防止法施行令」  |
| 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第六条第1項及び第八条第1項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域  | 無    | 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」                         |
| 「環境基本法」第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況   | 無    | 沖縄県環境部環境政策課ウェブサイト「環境白書」(ウェブサイトよりPDFの閲覧が可能)                                  |
| 「騒音規制法」第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況  | 無    | 沖縄県環境部環境保全課ウェブサイト「騒音に係る環境基準の地域種類の指定について」                                    |
| 「環境基本法」第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況   | 無    | 沖縄県環境部環境政策課ウェブサイト「環境白書」(ウェブサイトよりPDFの閲覧が可能)                                  |
| 「水質汚濁防止法」第四条の二第一項に規定する指定水域又は第三条第3項の規定に基づき排水基準が定められた区域  | 無    | 「水質汚濁防止法施行令」<br>沖縄県環境部環境保全課ウェブサイト「水質汚濁防止法関係 上乘せ排水基準について」(ウェブサイトよりPDFの閲覧が可能) |
| 「土壌汚染対策法」第六条の規定により指定された区域  | 無    | 沖縄県環境部環境保全課ウェブサイト「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況について」                               |
| 「自然公園法」第五条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第七十に条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域  | 無    | 沖縄県環境部自然保護課・緑化推進課ウェブサイト「沖縄の自然公園目次」  |
| 「自然環境保全法」第十四条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域   | 無    | 沖縄県環境部自然保護課・緑化推進課ウェブサイト「沖縄県自然環境保全地域一覧」                                      |
| 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第十一条ニの世界遺産一覧表に記載された自然遺産区域  | 無    | 外務省ウェブサイト「我が国の世界遺産一覧表記載物件」  |
| 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第三十六条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域   | 無    | 環境省ウェブサイト「種の保存法の解説」(ウェブサイトよりPDFの閲覧が可能)                                      |
| 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第二十八条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域   | 無    | 沖縄県環境部自然保護課・緑化推進課資料「鳥獣保護区の指定状況」(ウェブサイトよりPDFの閲覧が可能)                          |
| 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」第二条一の規定により指定された湿地の区域   | 無    | 沖縄県環境部自然保護課・緑化推進課ウェブサイト「ラムサール条約登録湿地について」                                    |
| 「文化財保護法」第百九条第1項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあたっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)又は同法第百三十四条第1項の規定により指定された重要文化的景観 | 有    | 沖縄県教育庁文化財課資料「文化財課要覧」(ウェブサイトよりPDFの閲覧が可能)                                     |
| 「都市計画法」第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域   | 無    | 国土交通省ウェブサイト「都市緑化データベース 表一風致地区の指定状況」(ウェブサイトよりPDFの閲覧が可能)                      |
| 「森林法」第二十五条の規定により指定された保安林   | 無    | 沖縄県ウェブサイト「沖縄県地図情報システム」  |
| その他<br>「自然環境の保全の指針」における区域区分の状況   | 有    | 沖縄県環境部自然保護課・緑化推進課ウェブサイト「自然環境の保全に関する指針 沖縄島編」                                 |



## 4. 社会・防災環境

### 3) 関連法令-2

#### 「文化財保護法」により指定された天然記念物

慶佐次川の下流（慶佐次川の河川敷のうち字慶佐次港原 569 番地先および 691 番地先より下流部分）には、国指定の天然記念物「慶佐次湾のヒルギ林」が分布している。

指定面積は 10ha で、ヤエヤマヒルギ、オヒルギ、メヒルギなどが自生している。

国指定天然記念物として保護されており、現状変更手続きにあたっては、科学的根拠に基づいた適切な自然環境の再生及び天然記念物保存管理の手法の検討が必要である

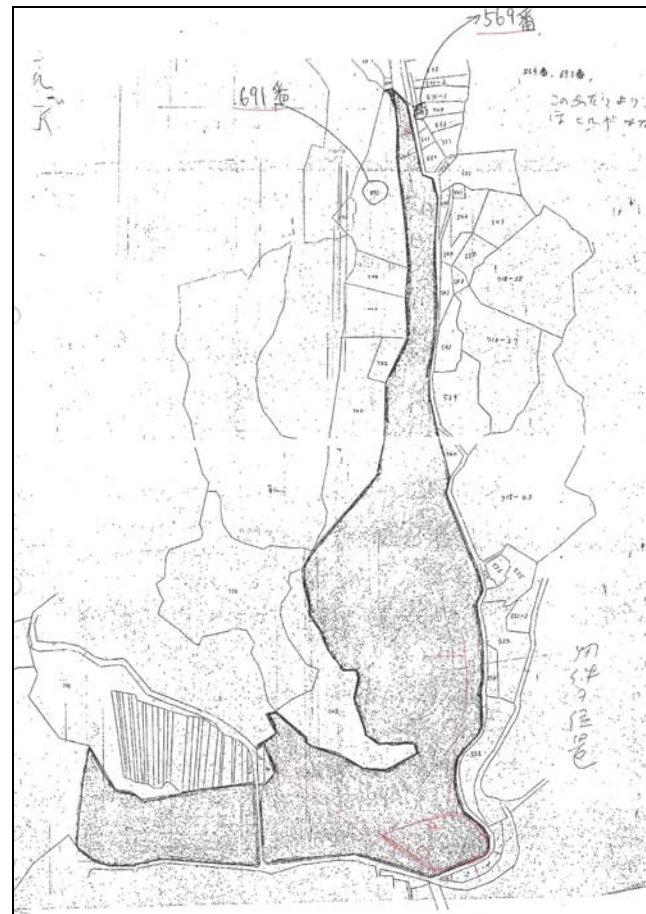
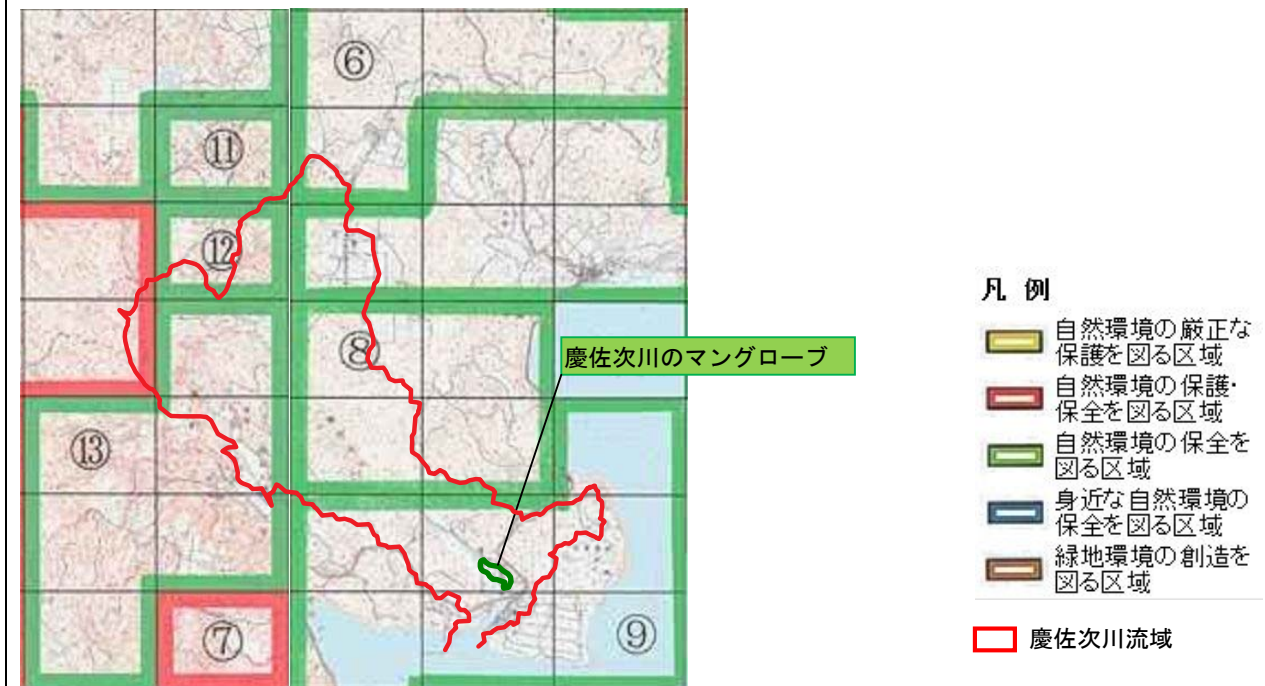


図 「慶佐次湾のヒルギ林」位置

資料) 記念物指定台帳

#### その他：「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]」陸域における圏域区分

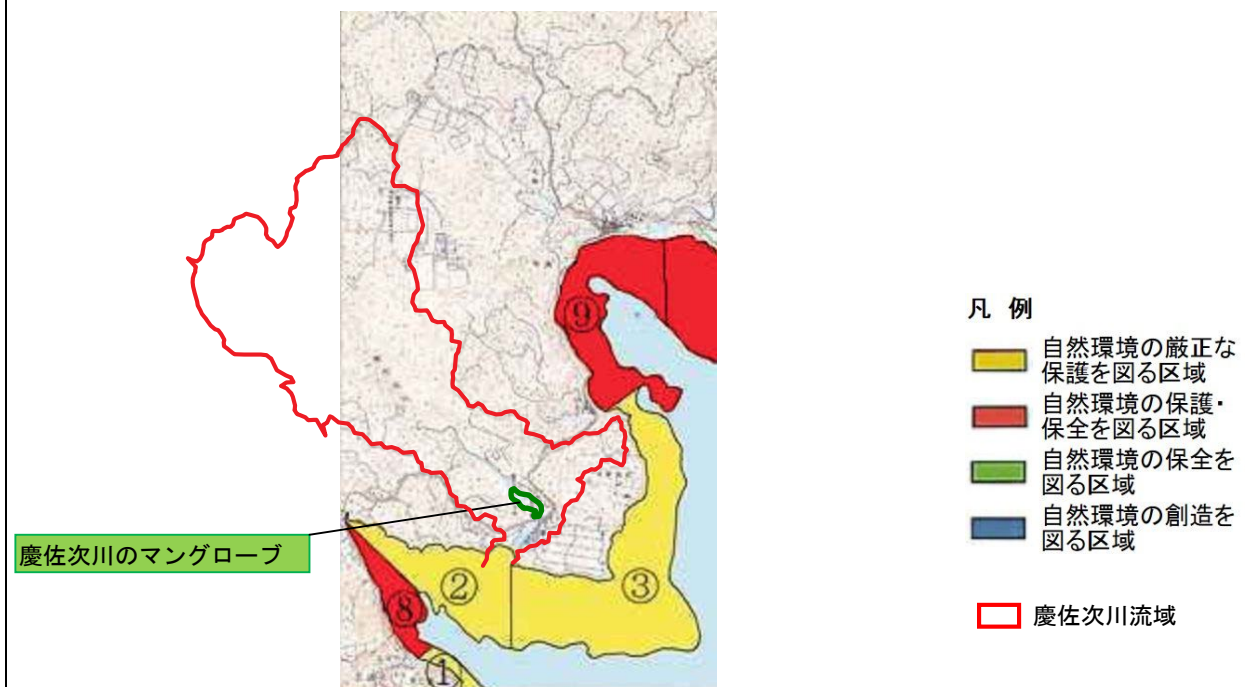
慶佐次川流域は、「自然環境の保全を図る区域」となっている。



資料) 「自然環境の保全に関する指針 [沖縄島編] 陸域における圏域区分」(沖縄県自然保護・緑化推進課ウェブサイト)

#### その他：「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]」沿岸域における圏域区分

慶佐次川流域の沿岸域は、「自然環境の厳正な保護を図る区域」となっている。



資料) 「自然環境の保全に関する指針 [沖縄島編] 沿岸域における圏域区分」(沖縄県自然保護・緑化推進課ウェブサイト)



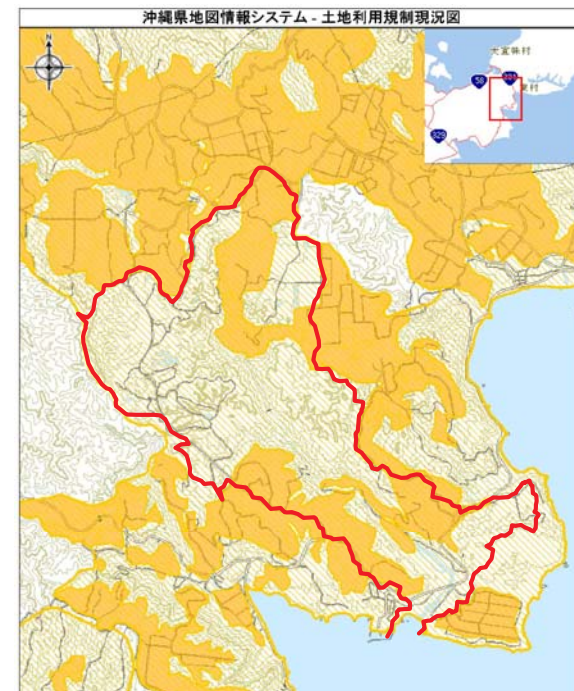
## 4. 社会・防災環境

### 4) 土地利用規制

#### ①都市計画関係

慶佐次川流域には、都市計画関係の指定区域は分布しない。

#### ②農業関係

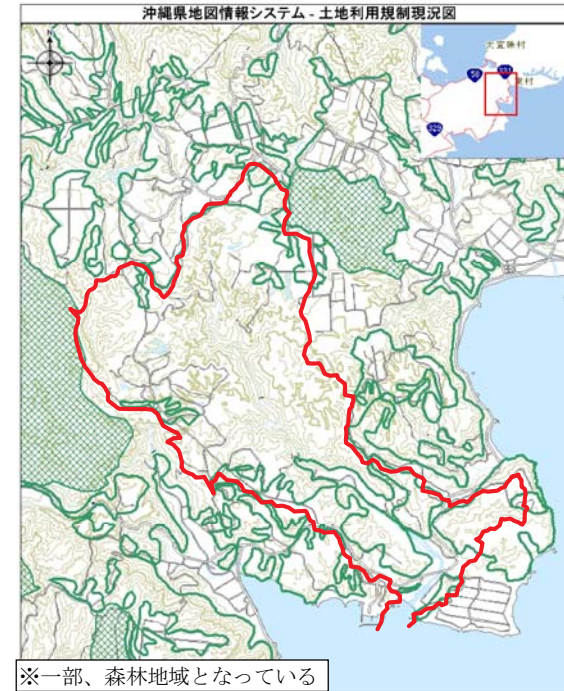


※全域が農業振興地域、一部が農用区域となっている

農業振興地域 農用区域 慶佐次川流域

資料) 土地利用規制現況図 (沖縄県土地対策課、平成 25 年 3 月)

#### ③森林関係



※一部、森林地域となっている

森林地域 国有林 保安林 慶佐次川流域

資料) 土地利用規制現況図 (沖縄県土地対策課、平成 25 年 3 月)

#### ④公園関係

慶佐次川流域には、公園関係の指定区域は分布しない。

#### ⑤環境保全関係

慶佐次川流域には、環境保全関係の指定区域は分布していない。

#### ⑥防災関係



※慶佐次川中流域が砂防指定地となっている

急傾斜崩壊危険区域 砂防指定 地すべり防止区域 河川 慶佐次川流域

資料) 土地利用規制現況図 (沖縄県土地対策課、平成 25 年 3 月)

#### ⑦文化財保護関係



※下流域には国指定天然記念物が分布している

史跡名勝天然記念物 埋蔵文化財包蔵地 慶佐次川流域

資料) 土地利用規制現況図 (沖縄県土地対策課、平成 25 年 3 月)

#### ⑧河川、海岸、港湾関係



※河口～有銘湾は漁港区域、海岸は海岸保全区域となっている

海岸保全区域 港湾区域 河川区域 港湾隣接区域 漁港区域 臨港地区 慶佐次漁港海岸 慶佐次漁港 慶佐次海岸 慶佐次川流域

資料) 土地利用規制現況図 (沖縄県土地対策課、平成 25 年 3 月)



## 4. 社会・防災環境

### 5) 人口・世帯数

平成 22 年度国勢調査における慶佐次地区流域単位の人口及び世帯数は、以下に示すとおりである。  
人口総数は 642 人、世帯総数は 242 世帯である。なお、字慶佐次の場合、人口総数は 160 人、世帯総数は 73 世帯である。

字慶佐次の人口は少ないことから、地域との協働を図る場合は、周辺の字も含めて検討する必要があると考えられる

| 市町村名  | 町丁・字等 | 人口総数 | 男   | 女   | 世帯総数 | 流域に含まれる範囲 | 市町村名  | 町丁・字等 | 総数       |       |        |       |       | 流域に含まれる範囲 |
|-------|-------|------|-----|-----|------|-----------|-------|-------|----------|-------|--------|-------|-------|-----------|
|       |       |      |     |     |      |           |       |       | 年齢「不詳」含む | 15歳未満 | 15～64歳 | 65歳以上 | 75歳以上 |           |
| 国頭郡東村 | 字慶佐次  | 160  | 89  | 71  | 73   | ほぼ全域      | 国頭郡東村 | 字慶佐次  | 160      | 16    | 104    | 40    | 24    | ほぼ全域      |
| 国頭郡東村 | 字平良   | 482  | 274 | 208 | 169  | ごく一部      | 国頭郡東村 | 字平良   | 482      | 75    | 313    | 94    | 60    | ごく一部      |
| 計     |       |      |     |     |      |           | 計     |       |          |       |        |       |       |           |
|       |       |      |     |     |      |           |       |       |          |       |        |       |       |           |
|       |       |      |     |     |      |           |       |       |          |       |        |       |       |           |
|       |       |      |     |     |      |           |       |       |          |       |        |       |       |           |
|       |       |      |     |     |      |           |       |       |          |       |        |       |       |           |

注) 流域と平成 22 年国勢調査における町丁・字等の範囲は完全に一致しない。一部の町丁・字等の範囲は、流域以外も含んでいるため、表中の値は実際よりも大きい値となっている。  
使用データ) 平成 22 年国勢調査 (小地域) (総務省統計局 政府統計の総合窓口)

### 6) 住宅の種類

平成 22 年度国勢調査における慶佐次地区流域単位の持ち家の状況は、以下に示すとおりである。  
持ち家率は、77%であるなお、字慶佐次の場合、持ち家率は、75%である。

持ち家率が高く、再生活動の活性化が期待できる

| 市町村名  | 町丁・字等 | 住宅に住む一般世帯 |      | 持ち家 | 民営借家 | 持ち家率 (%) | 流域に含まれる範囲 |
|-------|-------|-----------|------|-----|------|----------|-----------|
|       |       | 住宅に住む     | 一般世帯 |     |      |          |           |
| 国頭郡東村 | 字慶佐次  | 72        | 54   | 5   | 75   | ほぼ全域     |           |
| 国頭郡東村 | 字平良   | 167       | 129  | 10  | 77   | ごく一部     |           |
| 計     |       | 239       | 183  | 15  | 77   |          |           |

注) 流域と平成 22 年国勢調査における町丁・字等の範囲は完全に一致しない。一部の町丁・字等の範囲は、流域以外も含んでいるため、表中の値は実際よりも大きい値となっている。  
使用データ) 平成 22 年国勢調査 (小地域) (総務省統計局 政府統計の総合窓口)

### 7) 学校の分布状況

慶佐次地区流域単位には、学校 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校) は分布しない。  
隣接する有銘川流域に有銘小中学校、福地川流域に東小中学校が分布している。

慶佐次地区を校区に含む有銘小中学校との連携を図るには、やや距離が遠いことが課題である

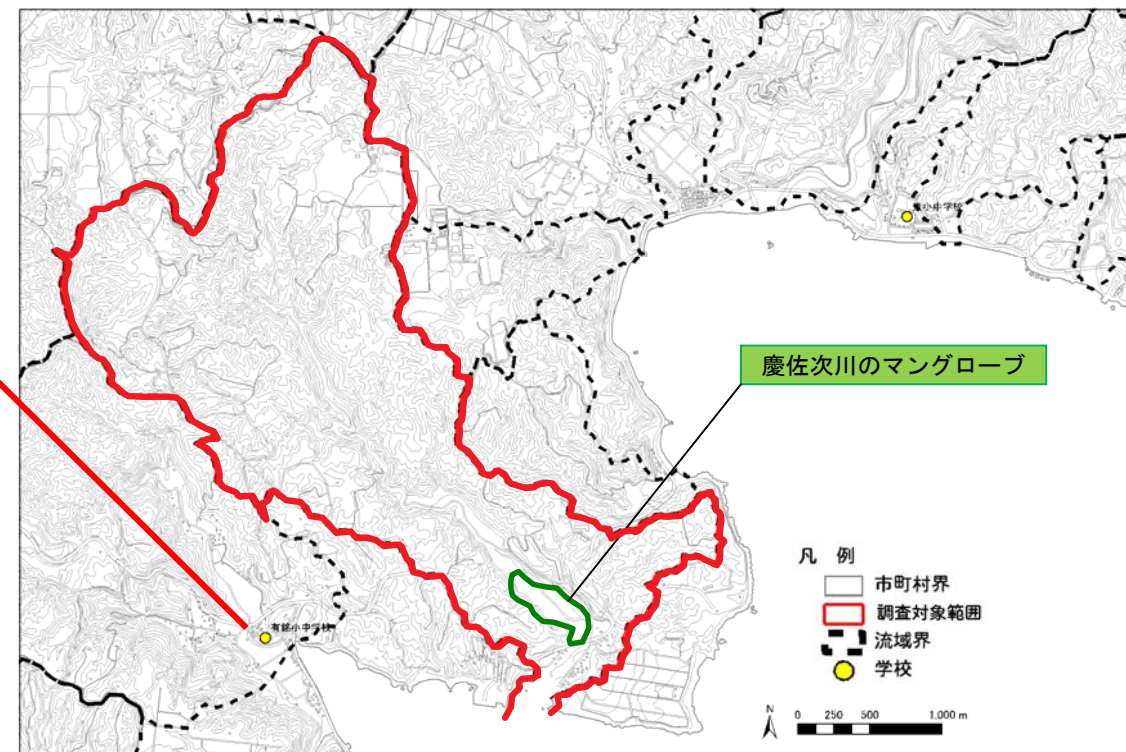


図 学校位置 資料) 沖縄県数値地形図 (沖縄県企画情報政策課、平 26 企情第 1570 号) 沖縄県地図情報システム 学校 (沖縄県)



図 流域と町丁・字等の範囲

資料) 国土数値情報 行政区域データ 平成 24 年度 (国土交通省国土政策局) 平成 22 年国勢調査 (小地域) (総務省統計局 政府統計の総合窓口)



## 4. 社会・防災環境

### 8) NPO などの団体の活動状況

慶佐次川流域で活動する NPO などの主な団体及び慶佐次川下流のマングローブを利用した営利活動などを行っている主な団体は、以下のとおりである。

マングローブ環境に関わる NPO が既に存在し、連携した取組が期待できる

| 団体名             | 連絡先   | 主な活動内容  |
|-----------------|---|---|
| NPO 法人東村観光推進協議会 | 東村慶佐次 54-1 東村ふれあいヒルギ公園内<br>TEL:0980-51-2433 | ・自然体験のエコツアー、漁業体験のブルーツーリズム、農業体験のグリーンツーリズムの3つを柱とし、東村観光の窓口として活動<br>・慶佐次マングローブにおけるフィールドモニタリング調査 |
| やんばる自然塾（法人）     | 東村字慶佐次 82 番地<br>TEL:0980-43-2571            | ・東村慶佐次周辺でのカヌーやトレッキングなどのエコツアーの企画／案内<br>・マングローブ定点観測   |
| 株式会社やんばるクラブ     | 東村字慶佐次 155<br>TEL : 0980-43-2785            | ・東村慶佐次周辺でのカヌーやマウンテンバイク、トレッキングなどのエコツアーの企画／案内   |
| エコツアーパプカ        | 東村字慶佐次 758-23<br>TEL : 0980-51-2155         | ・東村慶佐次周辺でのカヌーやトレッキングなどのエコツアーの企画／案内  |

### 9) 開発動向

慶佐次川流域における、主な施設整備の実施状況は、以下に示すとおりである。

| 年                | 主な施設整備                   |
|------------------|--------------------------|
| 昭和 9 年           | 慶佐次橋建設                   |
| 昭和 48 年～昭和 51 年頃 | 溪流取水施設整備（久志導水路トンネル整備）    |
| 昭和 50 年前半        | 県道名護国頭線整備事業、慶佐次大橋（付替）    |
| 昭和 54 年～59 年     | 土地改良総合整備事業（ビンタバル、34.0ha） |
| 昭和 61 年～平成 5 年   | 公有水面埋立（慶佐次漁港、2.6ha）      |
| 平成 12 年          | 東村ふれあいヒルギ公園完成            |
| 平成 12 年～13 年     | 林業構造改善事業（慶佐次川左岸、11.0ha）  |
| 不明               | 砂防施設（2 基）                |
| 不明               | 流域内における農地開発              |

平常時の流量を減少させている可能性がある

橋脚が赤土等の堆積を促進させている可能性がある

平常時の流量を減少させている可能性がある

赤土流出源となっている可能性や河川流量を減少させている可能性が

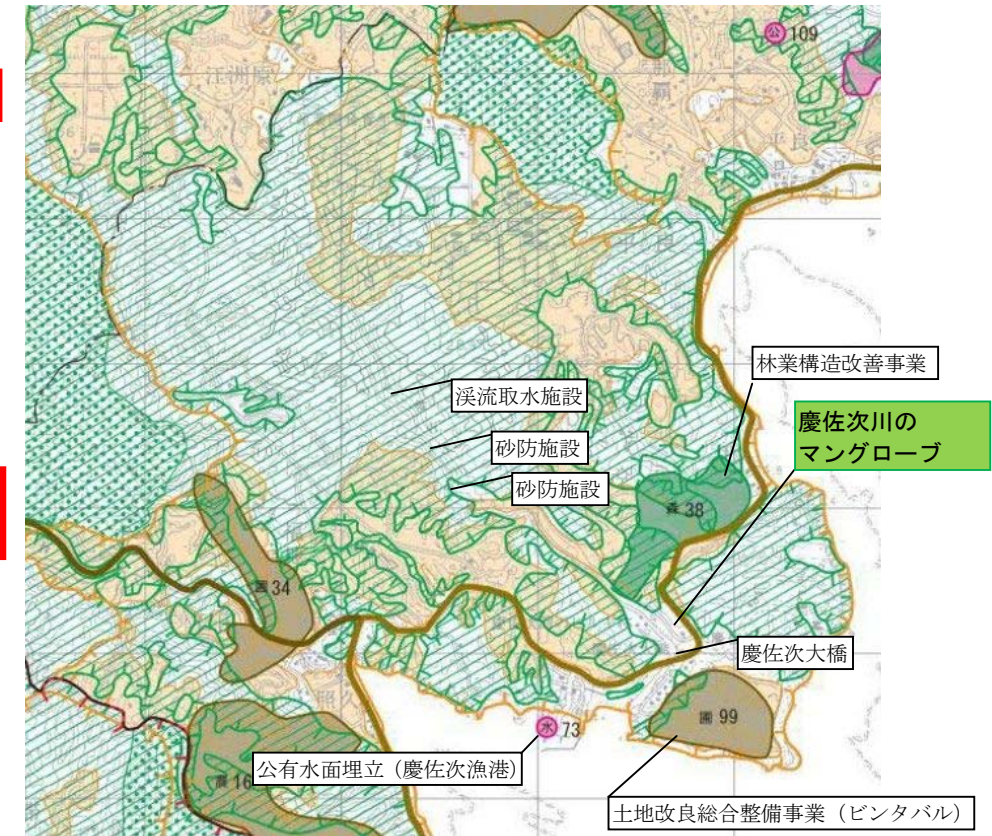


図 主な施設整備の実施箇所

資料) 平成 25 年度土地利用動向調査 主要施設整備開発基本図 (沖縄県対策課)



写真 溪流取水施設



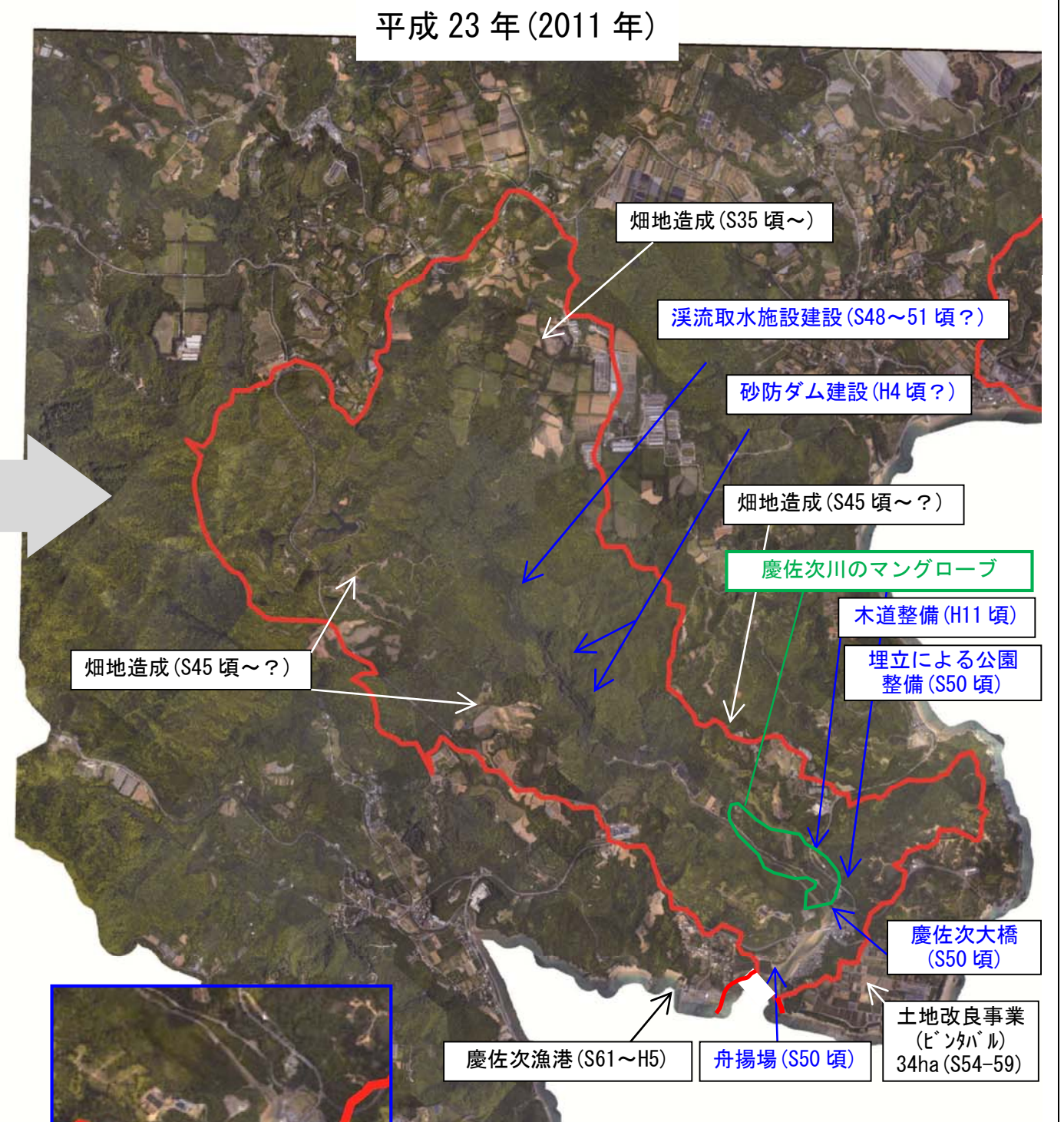
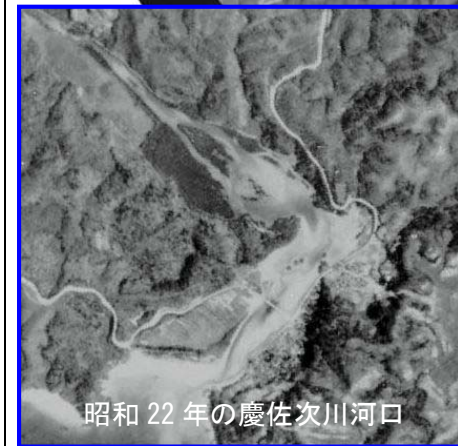
写真 砂防施設



写真 慶佐次川右岸側の農用地



4. 社会・防災環境



資料) 昭和22年：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス、昭和28年：東村史第3巻資料編2（東村、昭和59年）、平成23年：航空写真・東村（沖縄県森林管理課）



## 4. 社会・防災環境

### 10) 河川及び海岸構造物等の整備状況

慶佐次川における主な河川構造物は、中流域では溪流取水施設、砂防ダム（2基）の3施設、上流側砂防ダムの直下流の短区間にコンクリート護岸及び自然石積み護岸、下流域では左岸側にコンクリート護岸、マングローブが切れた下流から河口までほぼ両岸コンクリート護岸が整備されている。また、河口の右岸側には船揚場（旧漁港）が整備され、海岸では河口の西側に護岸や新漁港が整備されている。

慶佐次川では、昭和23年に河道の付け替えや護岸整備による河川改修が行われ、本区間の河道はより直線的になり、瀬淵の形成も制限的になったものと考えられる。特に、汽水域から下流域の区間では、昭和55年頃に行われた河道付け替え工事により、河道が右岸側にすりつけられた。河道左岸部にはコンクリート護岸が整備され、畑地の造成が行われた。

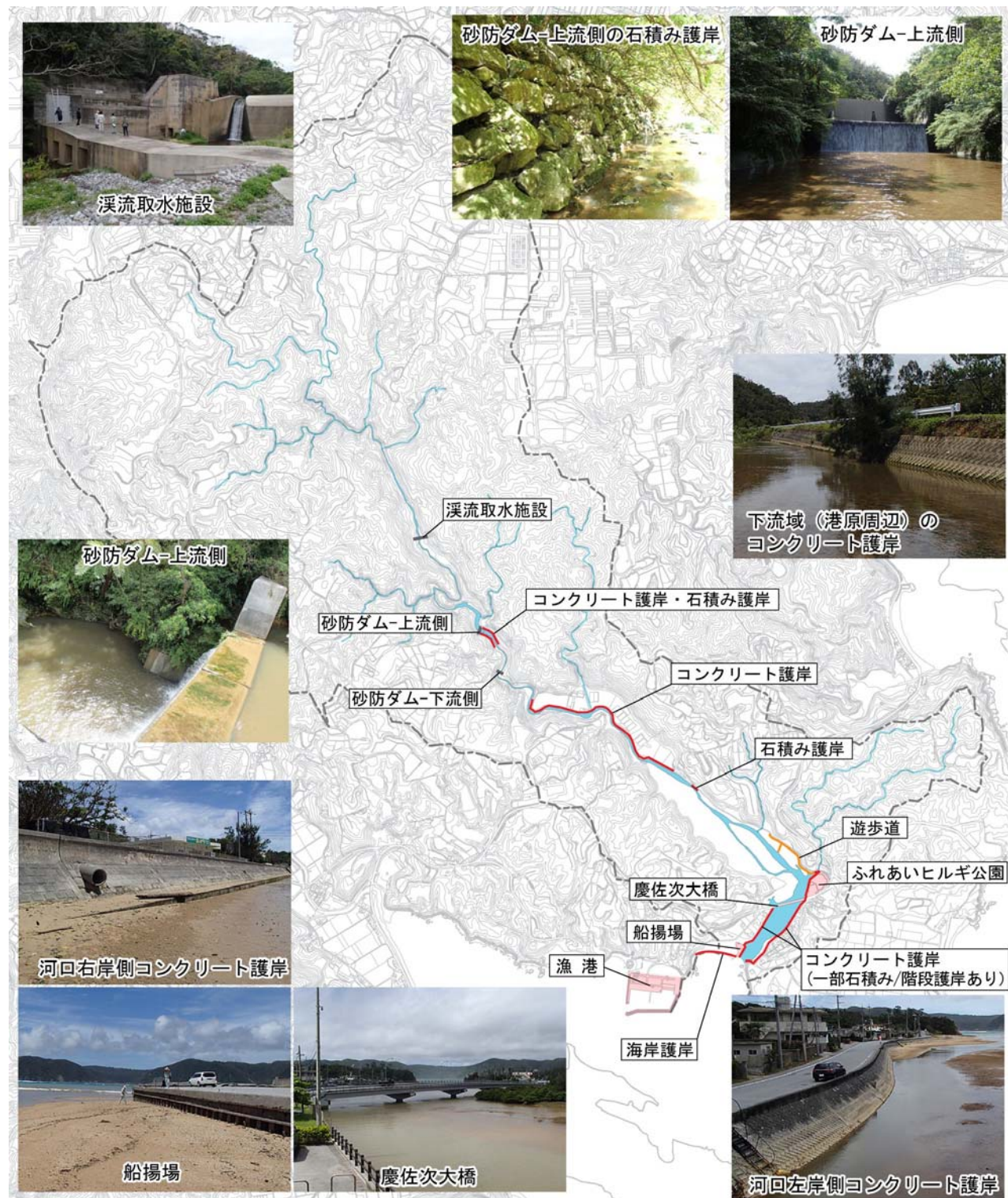


図 慶佐次川における構造物の状況



図 汽水域～下流域（港原周辺）における河道の変遷（昭和22年 → 平成23年）



写真 土地改良と河川改修の結果直線化し、瀬淵の形成が制限的になった下流域



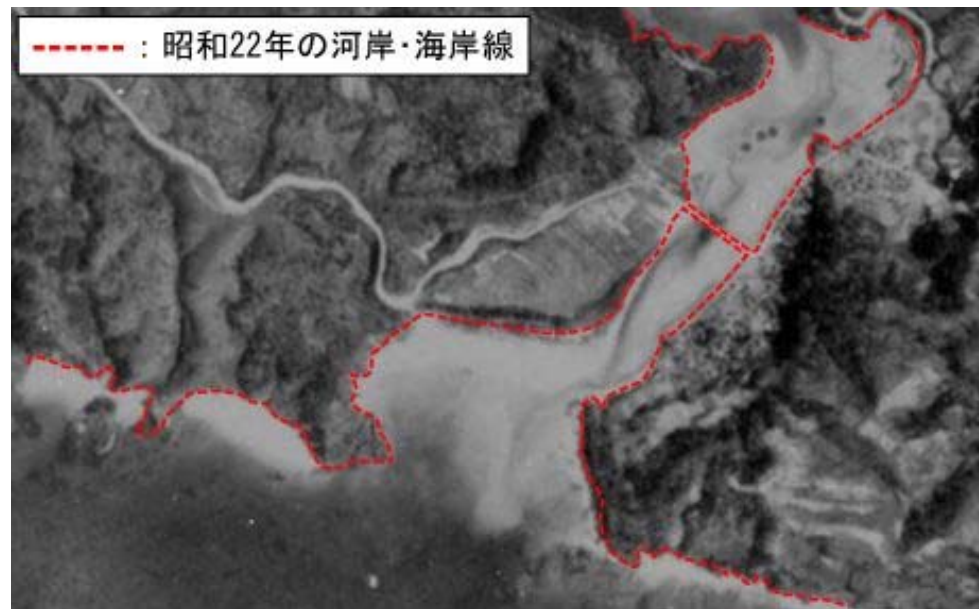
## 4. 社会・防災環境

### 11) 河口周辺形状の変化

マングローブ下流側では、平成5年には埋め立てによって河道幅が小さくなり、河口では昭和22年代には無かった海砂堆積帯の陸化に伴って狭くなっている。

その後、河口右岸の船揚場（旧漁港）整備により河口はさらに狭くなり（昭和55年頃）、新漁港建設後（平成5年以降）は、河川内に砂が侵入し狭窄化しているためフラッシュ排出されない状況が続いている（地元住民証言による）。

なお、河口への砂の堆積は、河川からの土砂排出の障害となり、結果としてその上流側のマングローブ域への土砂堆積を助長する可能性がある。この現象は、順次上流側へ伝播し、ミナトバルと呼ばれた緩勾配の淡水区間まで及んでいる可能性がある。



【昭和22年】  
河口部には広い範囲で砂浜（干潟）が発達している。



【昭和55年】※船揚場建設途中？ ※慶佐次大橋建設後

河口部右岸の砂浜（矢印）に海岸林が発達してきている。  
下流蛇行部左岸側が埋め立てられ、運動施設が整備された。



【平成5年】※新漁港及び河口右岸側の護岸建設後

河口部右岸側（矢印）の海岸林の面積がさらに広がる。海岸林の前面には海岸護岸が整備される。砂浜の面積は減少している。



【平成23年】

慶佐次大橋から河口にかけて砂の堆積がみられる。  
河口部右岸側（矢印）に整備された海岸護岸の前面の砂は減少したまま、回復はみられない。